

## 事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成26年 8月27日
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 脇 博一

主たる業種	道路旅客運送業					細分類番号	4 3 1 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、自社環境マネジメントシステムにより温室効果ガス排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	常務取締役を環境管理責任者とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,567.8トン	12,452.4トン	12,329.1トン	12,210.9トン	-1.9 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	12,567.8トン	12,452.4トン	12,329.1トン	12,210.9トン	-1.9 パーセント	
	目標の根拠	エネルギー消費効率の改善を図り、現状よりの排出量削減を目指す。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10,000)	10.19	10.10	10.00	9.91	-1.96 パーセント	
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント	
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	バスの走行距離に応じ排出量は増減するが、エコドライブにより燃料消費を抑制することで、確実に原単位当たりの排出量削減を図る。					
		基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考	
	109.0 パーセント	109.0 パーセント	109.0 パーセント	109.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(27) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(28) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	当社の路線沿線の企業と通勤用バスの契約を行い、その企業における自家用車通勤を抑制する取組みを行っている。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関として地域の要請に応えるものである。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低燃費車、アイドリングストップ装置装着車などを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。 また、環境定期券制度を導入し、土・休日のマイカー抑制に努めるなどの施策を行っている。						
特記事項	社外の環境セミナー等へ参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。 平成25年度に使用車両数が大幅に増え温室効果ガスの排出量が増加したため、平成25年度単年度を基準年度とした。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。